

笠岡市立中央小学校 いじめ防止基本方針

平成28年1月 改訂

いじめに関する現状と課題

全体的に「友達と仲良くしよう、大切にしよう」と考える児童は多いが、時に心ない言葉を発したり、行動をとったりする児童は、少なからずいる。また、友達に対して心遣いのある言動がとれなかったり、自分自身の気持ちや考えが知覚できにくいことで友達関係が、ぎくしゃくしたりすることもある。さらに、からかいの気持ちやふざけ半分のいたずらやいじわるから、その行為がエスカレートしたものになっていくことも考えられる。

こうしたことから、主に学校で取り組むべき喫緊の課題として、『きちんと授業に参加し（規律）、基礎的な学力を身につけ（学力）、認められているという実感（自己有用感）を持った子供を育成』であると考え、さらにこのような課題に取り組むことが「魅力ある学校づくり」につながり、いじめに向かわせない土壌づくりになると考える。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかし、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

〈重点となる取組〉

- ・ 未然防止
- ・ 早期発見
- ・ 早期対応
- ・ 早期解消

保護者・地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と家庭や地域社会との連携が必要である。特に保護者が子どもの教育について第一義的責任を負い規範意識等を養うための指導等により適切に行うためには地域を含めた家庭との連携の強化が重要であり、PTAや地域の関係団体等と学校とがいじめの問題を含めた児童の現状について共通理解に立ち、連携し、協同で取り組めるように努める。

- ・ PTA 総会や学級懇談等においていじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・ いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、授業参観、学校・学級だより等による広報活動を積極的に行う。

学 校

いじめ対策委員会

〈対策委員会の役割〉

- ・ いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に考え、解決に向けて担任一人で抱え込まず、学年・学校全体で組織的に対応するために本委員会を発足する。

〈対策委員会の開催時期〉

- ・ 即日対応

〈対策委員会の内容の教職員への伝達〉

- ・ 担任（または生徒指導担当）から、他の教職員に伝達

〈構成メンバー〉

- 校長・教頭・教務主任・生徒指導担当
- 人権担当・養護教諭・担任 等
- ※この他に必要に応じて、スクールカウンセラーやPTA役員、児童相談所などの関係機関職員等を加える場合がある。

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- ・ 倉敷児童相談所井笠相談室
- ・ 笠岡市教育委員会
- ・ 笠岡市教育相談室
- ・ 笠岡市子育て支援課
- ・ 笠岡警察署
- ・ 岡山地方法務局笠岡支局
- ・ 主任児童委員
- ・ 民生委員児童委員

〈連携の内容〉

- ・ 情報の共有
- ・ 当該児童等の心のケア

〈学校の窓口〉

- ・ 管理職
- ・ 生徒指導主事

学校が実施する取組

いじめ問題において、「いじめを許さない・起こさない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

① いじめの防止

- ⑦ 実態把握をするために
 - ・ 教職員の気づき
- ⑧ 「心の居場所づくり」のために
 - ・ 教職員の協力協働体制
 - ・ 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事
 - ・ お互いのよさを認め合い、失敗が許される集団づくり
 - ・ スクールカウンセラー
- ⑨ 命や人権を尊重し豊かな心を育てるために
 - ・ 人権教育の充実 ----- いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではないこと」を児童に理解させることが大切である。児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに人権意識の高揚を図る。
 - ・ 道徳教育の充実 ----- 未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対して道徳の授業は大きな力を発揮する。とくに、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、「いじめをしない・許さない」という、人間性豊かな心を育てることを重視する。
- ⑩ 保護者や地域の方への働きかけ
 - ・ 授業参観等
 - ・ 学年通信
- ⑪ ネットパトロール

② 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期に解決することにつながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係を構築しておくことが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、児童に関わるすべての教職員間で情報を共有し、保護者とも連携を図りながら情報収集することが大切である。

- ⑦ 教職員のいじめに気づく力を高めるために
 - ・ 人権感覚を磨く。
 - ・ 共感的に理解する。(カウンセリングマインド)
- ⑧ 早期発見のための手立て
 - ・ 見て見ぬふりの傍観者を許さない集団づくり
 - ・ 日々の観察
 - ・ 発達段階・学年に応じた集団を見るとき視点をもつ
 - ・ 日記の活用
 - ・ 教育相談
 - ・ 生活アンケート
- ⑨ 相談しやすい環境づくりのために
 - 児童がいじめについて相談することは、非常に勇気のいることである。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする危険性があることを認識して細心の注意を払って指導にあたる。
 - ・ 本人からの訴え
 - ・ 周りの児童からの訴え
 - ・ 保護者からの訴え

③ いじめへの対処

いじめの兆候を発見したときには、問題を軽視することなく、早期に適切に対応することが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に考え、解決に向けて担任一人で抱え込まず、学年・学校全体で組織的に対応することが重要だと考える。また、再発防止のために継続的に見守る必要がある。

- ⑦ いじめ対応の基本的な流れ
 - ※別紙1参照
- ⑧ いじめ発見時の緊急対応
 - いじめを認知した教職員は、その時・その場でいじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導をする。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当に連絡をし、管理職に報告する。
 - ・ いじめを知らせた児童・いじめられた児童の人権を守る。
 - ・ 事実確認と情報の共有
 - ・ 周りの子供への指導
 - ・ 継続的な指導